

定 款

公益社団法人高知県貿易協会定款

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 本会は公益社団法人高知県貿易協会と称する。

(事務所)

第 2 条 本会の主たる事務所は高知市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 本会は高知県の貿易振興をはかることを目的とする。

(事業)

第 4 条 本会は前条の目的を達するため、次の事業を行う。

- (1) 貿易振興のための企画立案及び実施
- (2) 貿易に関する調査、研究、情報収集及び提供
- (3) 貿易振興に関する公的機関等からの受託事業
- (4) その他、本会の目的を達するために必要な事業

第 3 章 会 員

(法人の構成員)

第 5 条 本会は県、市町村、商工会議所及び貿易に関与する事業者、団体並びにその他本会の目的に賛同する者をもって組織する。

(会員の資格の取得)

第 6 条 本会の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。

(会員の構成)

- 第 7 条 本会を組織する会員は、次の正会員及び特別会員とする。
- (1) 正会員 本会の趣旨に賛同し、所定の会費を負担するもの
- (2) 特別会員 本会の事業に密接な関係を有する県、市町村、商工会議所、業者、団体等で本会に対し相当額の特別会費を負担するもの
- 2 前項の正会員及び特別会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(入会金)

- 第 8 条 会員の入会金は1,000円とし入会の際に払い込むものとする。

(会費の負担)

- 第 9 条 本会の会費は一口年額3,800円とし、会員は一口以上の会費を毎年納付するものとする。ただし、災害その他やむを得ない理由により、総会において決議がなされた場合、会費を減免することができる。
- 2 本会は、会員から特定の事業に対して特別会費を受け入れることができる。

(任意退会)

- 第 10 条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。但し、当該年度の会費は払わなければならない。

(除名)

- 第 11 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。
- (1) この定款、その他の規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) 事務局送付の督促状を受け取った日から6カ月以上会費の払込を行わないとき。
- (4) その他、除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第 12 条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第9条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。(第11条(3)で除名されずに2年以上経過した場合。)
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡した場合、又は解散した場合。

(入会金及び会費の返還)

第 13 条 会員は退会又は除名、資格を喪失の場合、既に収めた入会金及び会費の返還を求めることは出来ない。又、他人に譲渡する事も出来ない。

第 4 章 総 会

(構成)

- 第 14 条 総会は、すべての会員をもって構成する。
2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

- 第 15 条 総会は、次の事項について決議する。
- (1) 会員の除名
 - (2) 定款の変更
 - (3) 理事及び監事の選任又は解任
 - (4) 解散及び残余財産の処分
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
 - (6) その他総会で決議するものとして法令、又はこの定款で定められた事項

(開催)

- 第 16 条 本会の定時総会は、毎事業年度終了後 3 カ月以内に開き、臨時総会は理事会において必要と認めたときに開く。

(招集)

- 第 17 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
2 総会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する会員の賛同をもって、会長に対し総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

- 第 18 条 総会の議長は、当該総会において会員の中から選出する。

(議決権)

- 第 19 条 総会における議決権は、会員 1 名につき 1 個とする。また、法令で定めるところにより議決権の代理行使を行うことができる。

(決議)

第 20 条 総会は会員過半数（委任状を含む）の出席をもって成立し、その決議は出席会員の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であつて、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 定款の変更

(3) 監事の解任

(4) 解散及び残余財産の処分

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 21 条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議長及び議長が指名した出席理事2名が、前項の議事録に署名する。

第 5 章 役 員

(役員 の 設置)

第 22 条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上20名以内（1名以上の外部理事を含む。）
- (2) 監事 2名以上3名以内（1名以上の外部監事を含む。）
- 2 理事のうち1名を会長とし、3名以内を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
- 3 前項の業務執行理事の内、2名以内を副会長とすることができる。
- 4 第2項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

(役員 の 選任)

第 23 条 理事及び監事は総会で選任する。

- 2 会長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 増員として選任された理事の任期は、現任者の任期の満了する時までとする。
- 4 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

(理事 の 職務 及び 権限)

第 24 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 業務執行理事は、会長を補佐して、この法人の業務を執行する。また、会長が定めるものが事務局を監督する。会長に事故あるとき、又は欠けたときは、会長の業務執行に係る職務を代行する。
- 4 会長及び業務執行理事は、毎事業年度に4カ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 25 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 26 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 理事又は監事は、第 22 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 27 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第 28 条 理事及び監事は、無報酬とする。

第 6 章 理事会

(構成)

- 第 29 条 本会に理事会を置く。
2 理事会は、すべての理事によって構成する。

(権限)

- 第 30 条 理事会は、次の職務を行う。
(1) この法人の業務執行の決定
(2) 理事の職務の執行の監督
(3) 会長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

- 第 31 条 理事会は、会長が招集する。
2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(決議)

- 第 32 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第 33 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。
2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名する。
但し、会長が欠席の場合は、出席した理事及び監事全員が議事録に署名することとする。

第 7 章 会 計

(事業年度)

第 34 条 本会の事業年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月末日に終わるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第 35 条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 36 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告書の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 37 条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 3 号の書類に記載するものとする。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 38 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 39 条 この法人は、総会の決議、その他、法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 40 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 カ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 41 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 42 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報による。

附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
2. 本会の公益社団法人としての最初の会長は関 裕司とし、最初の業務執行理事を弥勒美彦とする。
3. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第34条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附則

この定款は、平成26年6月27日から施行する。

この定款は、令和2年6月25日から施行する。

この定款は、令和8年6月24日から施行する。